

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室

遺棄化学兵器処理事業参与(非常勤一般職国家公務員)募集要項

1 採用内容

- (1) 職名：内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室
　　遺棄化学兵器処理事業参与
- (2) 身分：非常勤の一般職国家公務員
- (3) 採用予定者数：2名程度
- (4) 任期：令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで

2 職務内容

当室は、化学兵器禁止条約に基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器を廃棄処理する事業を行っています。

詳しくは内閣府ホームページ (<https://www.ao.go.jp/acw/index.html>) をご覧ください。

遺棄化学兵器処理事業参与は、職員の一員として本事業を円滑に進めるために必要な業務のうち、専門的な知識と経験を必要とする業務を行っていただきます。

具体的には、採用者の専門性・経験等を勘案しつつ、必要とする業務内容範囲を適宜指定させていただき、遺棄化学兵器処理担当室長の下、担当参事官等の指示に従い、中国側との専門家会合における協議や各種政策判断のための各種資料の作成等、専門的な知識・経験を必要とする事務を行うとともに、中国国内の事業実施地域において、事業に従事する日本側要員の指導・監督にも携わっていただきます。

今回は、以下の専門性及び経験・実績を有する方の公募を行います。

【特殊技術①】

旧日本軍の化学兵器及び弾薬の発掘・識別・鑑定・安全化措置等に関する専門的知見及び実務経験又はこれらと同等と認められる知見・経験を有する者。

3 応募資格等

次の条件に該当する方

- (1) 大学卒業後15年以上の経験年数を有し、その経験から高度で複合的な業務のマネージャーを務めることができること。
- (2) パソコンの操作経験を有し、Microsoft Word、Excel、PowerPoint等の資料作成ソフトを操作し、資料作成ができる方。
- (3) 心身ともに健康で、中国等海外へ長期の出張が可能な方。

4 欠格事項

以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 応募者本人又は生計を一にする者が本事業と利害関係を有している又はその可能性のある企業に勤務していて、今後も勤務又は兼務する場合には、採用をお断りする場合があります。

5 勤務条件

- (1) 勤務地：東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館
- (2) 勤務時間等：原則として、平日の、
9 時 30 分から 16 時 15 分（うち、12 時 00 分から 13 時 00 分は休憩時間）
※土日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は原則として休み。
(ただし、業務の都合により出勤となる場合有り。)
※必要に応じ、超過勤務有り。
- (3) 給与：日額 20,000 円～22,600 円(能力経験等により決定します。)、通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として 6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)、超過勤務手当
※賞与なし、退職金制度なし。
※法令等の改正により日給等が変更となる場合あり。
- (4) 休暇：年次休暇（有給）及びその他の休暇(非常勤国家公務員の規定を適用)
- (5) 服務：国家公務員法を準用（一部規定を除く）
- (6) その他：健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険及び雇用保険の適用有り。

6 応募方法

- (1) 提出書類

- ① 履歴書(市販履歴書に自筆で記入、顔写真（カラー、パスポートサイズ、3 カ

月以内に撮影したもの)を添付)

- ② 志望理由書(A4縦、横書。自らが事業参与に適任であること、どのような貢献ができるか等を400字程度にまとめたもの。)
- ③ 職務経歴書(A4縦、横書。これまで従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの)

※応募書類は返却いたしません。

※応募の秘密は厳守いたします。

(2) 提出方法

郵送による。なお、封筒表面に朱書きで「事業参与(特殊技術①)応募書類在中」と記載のこと。

(3) 提出先(宛先)

〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館8階
内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室 事業参与採用担当

(4) 提出締切

令和8年1月22日(木)必着

7 選考方法

(1) 1次選考 書類選考

(2) 2次選考 面接試験

書類選考(1次選考)の結果、面接試験(2次選考)を実施する場合は、あらためて面接試験の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行います。

8 その他

採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得手続きをしていただくこととなります。

9 問い合わせ先

〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館8階
内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室 事業参与採用担当
電話 03-5253-2111(内線42029)

<所在地図>



(最寄駅)

地下鉄東京メトロ

丸の内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」下車 A13番出口から徒歩5分

丸の内線・千代田線「国會議事堂前駅」下車 4番出口から徒歩5分

銀座線 「虎ノ門駅」下車 6番出口から徒歩5分